

都道府県・ 政令指定都市名	07 福島県
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	生活環境部 男女共生課
担 当 職 員 数	6 人（専任 0 人、兼任 6 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	福島県男女共同参画推進本部	
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	2005年12月21日	根拠： 福島県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	福島県男女共同参画審議会		
設 置 年 月 日（西 暦）	2002年6月14日		
構 成 員	20 人	（女性 10 人、男性 10 人）	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2022 年 4 月 ～ 2031 年 3 月		
名 称	ふくしま男女共同参画プラン		
改定・見直しの予定時期	2030年10月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である		2	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称		福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	
	公 布 日(西 暦)		2002年3月26日	
	施 行 日(西 暦)		2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)			
	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月			
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況:		
		2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)	
	目 標 値	(西暦) 2030 年度まで 40 %					
	根 拠	福島県総合計画(令和3年10月)、ふくしま男女共同参画プラン(令和3年12月)					
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律又は条例により設置されている附属機関					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(83)		うち女性委員を含む審議会等数(81)		
	延総委員等数(1,322)		延女性委員等数(513)		女性比率(38.8)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(74)		うち女性委員を含む審議会等数(73)		
	延総委員等数(1,257)		延女性委員等数(488)		女性比率(38.8)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)		うち女性委員を含む審議会等数(37)		
	延総委員等数(844)		延女性委員等数(307)		女性比率(36.4)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)		うち女性委員を含む審議会等数(8)		
	延総委員等数(65)		延女性委員等数(25)		女性比率(38.5)		
目標値以外の目標設定							
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1	有の場合、1. 公表 2. 非公表		1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	169 人		(2024 年 4 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2			
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1			
そ の 他		〔 〕					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日		2:その他(西暦)						
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
(人) (C)	うち女性数 (D)				女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性数 (F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性 比率(%)		
本庁	計	563	68	12.1	45	3	6.7	50	5	10.0	468	60	12.8
	うち一般行政職	472	66	14.0	22	3	13.6	48	5	10.4	402	58	14.4
支庁・地方事務 所等	計	469	42	9.0	22	1	4.5	35	2	5.7	412	39	9.5
	うち一般行政職	358	31	8.7	12	1	8.3	31	2	6.5	315	28	8.9
全体	計	1,032	110	10.7	67	4	6.0	85	7	8.2	880	99	11.3
	うち一般行政職	830	97	11.7	34	4	11.8	79	7	8.9	717	86	12.0
再掲	警 察 関 係	147	5	3.4	31	0	0.0	3	0	0.0	113	5	4.4
	教育委員会	127	9	7.1	2	0	0.0	7	1	14.3	118	8	6.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	633	122	19.3	902	206	22.8	
	うち一般行政職	497	116	23.3	531	176	33.1	
支庁・地方事務所等	計	1,067	251	23.5	1,846	638	34.6	
	うち一般行政職	689	132	19.2	791	322	40.7	
全体	計	1,700	373	21.9	2,748	844	30.7	
	うち一般行政職	1,186	248	20.9	1,322	498	37.7	
再掲	警察関係	366	45	12.3	1,034	144	13.9	
	教育委員会	69	24	34.8	187	120	64.2	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	47	4	8.5	44	4	9.1	116	29	25.0
	うち一般行政職	40	4	10.0	40	4	10.0	105	26	24.8
支庁・地方事務所等	計	67	12	17.9	182	49	26.9	112	35	31.3
	うち一般行政職	50	10	20.0	125	28	22.4	45	13	28.9
全体	計	114	16	14.0	226	53	23.5	228	64	28.1
	うち一般行政職	90	14	15.6	165	32	19.4	150	39	26.0
再掲	警察関係	19	1	5.3	22	2	9.1	49	13	26.5
	教育委員会	21	3	14.3	15	6	40.0	13	5	38.5

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	年齢、健康度、賞罰
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	年齢、健康度、賞罰
係長相当職	○		○			○	◎			○	年齢、健康度、賞罰

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇	任	試	験	1,974	195	9.9
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	494	181	36.6
	うち 上級	311	110	35.4
	うち一般行政職	295	107	36.3
	うち 上級	202	73	36.1
	うち警察関係	104	28	26.9
	うち 上級	38	7	18.4

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	福島県職員旧姓使用取扱要綱、福島県教育庁等に勤務する職員の旧姓使用に関する取扱要綱、福島県警察職員の旧姓使用に関する要綱
該当部分の条文(本文)	(福島県職員旧姓使用取扱要綱) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (福島県教育庁等に勤務する職員の旧姓使用に関する取扱要綱) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものとし、当該各号の具体的な文書等は別表1のとおりとする。 一 単に氏名が記載されたもの 二 専ら職場内で使用され、職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの 三 職員の権利及び義務に係る文書のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの 四 学校に備え付けの表簿等又は学校で発行する証明書等で、特別な法律上の関係を生じさせるおそれのないもの 五 その他 (福島県警察職員の旧姓使用に関する要綱) 第1 趣旨 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図画及び電磁的記録(以下「文書等」という。)に使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード

1:2024年4月1日

2: その他(西暦)

防災・危機管理 部局 職員数(人)			うち管理 職数(人)		
	うち女性数 (人)	女性比率 (%)		うち女性数 (人)	女性比率 (%)
86	10	11.6	14	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	福島県男女共生センター			愛称・通称	女と男の未来館		
設置年月日(西暦)	2001年1月18日			施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：964-0904 住 所： 福島県二本松市郭内一丁目196-1 電話番号：0243-23-8303 FAX番号： 0243-23-8314 ホームページ: http://www.f-miraikan.or.jp						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： (公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： (公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	23 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	2 人	予算額	2024年度	232,903 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 広報誌発行、ダイバーシティ理解促進事業、ふくしま女性活躍推進シンポジウム) ○ 2. 講座(主な事項： 未来館エンパワーメント塾、ワーク・ライフ・バランス実践講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 一般相談、専門相談、女性のチャレンジ支援相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書室運営、ホームページ・メールマガジンによる情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項： 男女共同参画推進員による県政に対する苦情処理) ○ 6. 交流促進(主な事項： 未来館フェスティバル、男女共生次世代交流会、ユースと考える男女共生交流事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 研修講師派遣事業、民間団体支援事業) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項： 地域課題調査・研究事業) 10. その他(主な事項：)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構			基金・基本財産額	15,000 千円	
設置年月日(西暦)	2000年4月1日	出資者	福島県、県内各市町村ほか			

2つある場合

名 称				基金・基本財産額	0 千円	
設置年月日(西暦)		出資者				

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 福島県女性団体連絡協議会 名称等： 2. 無	加盟団体数	20	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容：)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概要 : 7. その他 (内容 :)	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 (内容: 更衣が必要な研修において、更衣室は男性を手前、女性を奥とし、女性が先に更衣を始められるよう配慮している。通常宿泊を伴う研修に対し、家庭環境に応じて通いで受講を認めている)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	218,063	229,676	当初予算ベース
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0163 %	0.0186 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	73,435	154,201	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○	
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	福島県次世代育成支援企業認証(1.2.4.5.7~10.12)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	福島県ワーク・ライフ・バランス大賞(1.2.4.5.7~12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	ふくしま女性活躍応会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称 福島県の男女共同参画推進状況
問17-1 公表周期		1. 定期 2. 不定期	1 定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①広報誌「未来館NEWS」発行 ・ ②未来館トークサロン ・ ③ダイバーシティ理解促進事業 ・ ④市町村男女共同参画促進事業 ・ ⑤次世代スクールプロジェクト事業 ・ ⑥ふくしま女性活躍推進シンポジウム	①男女共同参画に関する理念や男女共生センターの活動内容に関する広報誌の発行(委託) ②男女共同参画についての認識を深め、県民の意識啓発を図るため、地域やその時々の課題等をテーマとした参加型の討論会の開催(委託) ③性的マイノリティなどをテーマにダイバーシティの考え方について理解を深め、多様性を認める社会の実現を図る講演会の開催(委託) ④市町村等を対象とした男女共同参画に関するパネル展示や訪問相談等の実施(委託) ⑤児童・生徒を対象として、各学校と連携し、人権や男女共同参画意識等の普及啓発を図る授業の実施(委託) ⑥トップの意識改革のため、女性活躍推進や働き方改革等をテーマとしたトークイベントの実施(委託)		①年3回 ②年2回 ③6月 ④通年 ⑤通年 ⑥10月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ ①男女間における暴力の防止と被害者支援事業 ・ ②未来館エンパワーメント塾 ・ ③キラッとさん育成塾 ・ ④ワーク・ライフ・バランス実践講座 ・ ⑤福島の未来を担う女性リーダー育成事業 ・ ⑥教師のためのジェンダー平等推進セミナー ・ ⑦市町村男女共同参画担当者研修 ・ ⑧復興・防災と男女共同参画に関する人材育成事業 ・ ⑨ライフデザインセミナー	①DVやセクシャル・ハラスメント、性暴力などの根絶を図るための啓発事業の実施(委託) ②女性が意欲を高め能力を発揮し、多様な分野に自らの意思で積極的に参画できる内容の研修等の実施(委託) ③職場でのリーダー・管理職を目指す女性の研修や交流の機会として、リーダー・管理職に必要なスキルに関する講座の開催(委託) ④職場や地域、家庭におけるワーク・ライフ・バランス実現に向け、企業や個人の課題解決・実践を支援する講座の開催(委託) ⑤福島の未来を担う女性リーダーを育成するための研修を開催(委託) ⑥教員の人権感覚や男女共同参画に対する理解と意識を深め、児童生徒の男女共同参画意識の醸成に資するための総合的な講座の開催(委託) ⑦市町村職員を対象とした男女共同参画担当者向け研修の開催(委託) ⑧男女共同参画の視点で防災・復興活動ができる人材を育成するための研修の開催(委託) ⑨県内の大学等に講師を派遣し、学識経験者及び女性ロールモデルによる発表やグループワークを通じて、出産・育児などのライフイベントを迎えても自分らしい「働き方・生き方」について選択できる能力を培うためのセミナーの開催(委託)		①11月 ②年3回 ③9月 ④年2回 ⑤年2回 ⑥8月 ⑦年2回 ⑧10月 ⑨年5回
4. 相談事業 ・ ①一般相談 ・ ②専門相談 ・ ③チャレンジ支援相談 ・ ④女性のための電話相談・ふくしま管理運営事業	①女性・男性の生き方などに関する男女共生相談員、男性相談員による相談(委託) ②法律相談や健康に関することなどについての専門家(弁護士・臨床心理士)による相談(委託) ③起業や就業・再就職等を希望する女性を対象とした相談、情報提供(委託) ④東日本大震災に起因する女性の様々な悩みについて、女性が気軽に相談できる窓口を設けることによりこころの復興を図る。(委託)		①通年 ②通年 ③通年 ④通年
5. 情報収集・提供 ・ ①図書室運営 ・ ②メールマガジン発行 ・ ③女性活躍促進ポータルサイト運営	①女性問題・男性問題等に関する図書、資料を備えた専門図書室を運営(委託) ②メールマガジンによる男女共同参画に関する情報等の提供(委託) ③女性活躍促進に積極的な企業や地域で活躍する女性等の情報を一元化しポータルサイトで発信(委託)		①通年 ②通年 ③通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画推進員の配置	男女共同参画に関する施策に対する県民からの苦情処理		通年
7. 交流促進 ・ ①未来館フェスティバル ・ ②男女共生次世代交流会 ・ ③ユースと考える男女共生交流事業 ・ ④地域版女性リーダー育成セミナー	①県内の男女共同参画推進関連団体のネットワーク形成支援及び県民相互の交流を促進するための県民参加型イベントの開催(委託) ②建設・土木業界で働きたい女子学生を対象とし、建設・土木業界で活躍する女性を講師に招いた講演会及び交流会を開催(委託) ③若年世代とともに、男女共同参画を推進するための課題について考える事例発表や意見交換等を実施(委託) ④地域活動のリーダーとして活躍している女性を講師に迎え、地域活動(コミュニティづくり・各種イベントやワークショップの企画など)の具体的な話を聞きながら、地域活動に興味のある女性同士の交流会の実施(委託)		①9月 ②年2回 ③年2回 ④年3回
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①研修講師派遣事業 ・ ②民間団体支援事業	①市町村・NPO法人等各種団体における研修や学習等への講師として県男女共生センター職員を派遣(委託) ②NPO法人・女性団体等が自主的に企画・実践する講座等を公募し、企画や広報へ協力(委託)		①通年 ②通年
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究 ・ 地域課題調査・研究事業	男女共同参画社会の形成を促進するため、地域の重要な課題やその解決方法について、県内のグループや国内の研究者等からの提案に基づく調査研究の実施(委託)		通年
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	福島県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。		1
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。		2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。			
4. 期間の定めはない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1
	2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名	福島県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第二条 議員は、公務又は疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり		2
	2. なし		
	3. その他()		
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
	配偶者の出産	1	
	育児	1	
	家族の看護	2	
	家族の介護	1	
	疾病	1	
	その他	1 公務	
	議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)			
3. 設置または提供する予定である。			
4. なし			
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)		4
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。		3
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
	3. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。		3
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。		
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。		3
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。		2
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔
計画、指針名	福島県地域防災計画、避難所運営マニュアル作成の手引き
該当部分の規定	【福島県地域防災計画】 ・第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進 県(危機管理総室・生活環境総室)及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 【避難所運営マニュアル作成の手引き】 ● 物資の備蓄・調達・配布 ・男女共同参画担当部局と防災担当部局が連携し、多様な視点から、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な備蓄を行うことが極めて重要です。 ● 避難所の生活環境の整備・改善 ・女性職員や女性の応援職員、男女共同参画担当部局や男女共同参画センターが、運営管理者や入居者に個別ヒアリングや巡回指導を行い、環境改善を促すことが有用です。 ・生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えるようになることから、保健師による健康確認の際に不安や悩みについても簡単に聞き取りを行い、男女共同参画センター等の相談窓口や社会福祉協議会などにつなげることは有効と考えられます。など

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2022年11月12日	～	2026年11月11日
副知事	2 人 (女性 0 人、 男性 2 人)					

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名		委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	68	23	33.8	
		都道府県防災会議(委員のみ)	67	23	34.3	
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10	4	40.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	19	6	31.6	
		8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	14	13	92.9	
	2	国土利用計画地方審議会	25	12	48.0	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	28	11	39.3	
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	24	10	41.7	
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 環境審議会）	22	10	45.5	
	7	精神医療審査会	26	7	26.9	
	8	都道府県生活衛生適正化審議会				
	9	都道府県医療審議会	22	4	18.2	
	10	准看護師試験委員会	6	3	50.0	
	11	麻薬中毒審査会	0	0		
	12	地方社会福祉審議会	22	10	45.5	
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	8	57.1	
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	2	18.2	
	15	国民健康保険審査会	9	5	55.6	
	16	都道府県農業共済保険審査会				
	17	都道府県森林審議会	15	7	46.7	
	18	都道府県建設工事紛争審査会	14	5	35.7	
	19	建築審査会	7	3	42.9	
	20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21	都道府県都市計画審議会	19	7	36.8	
	22	開発審査会	7	3	42.9	
	23	私立学校審議会	10	5	50.0	
	24	石油コンビナート等防災本部	31	7	22.6	
	25	公害健康被害認定審査会				
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧 総量削減計画策定協議会）				
	27	都道府県児童福祉審議会				
	28	地方港湾審議会				
	29	土地区画整理審議会				
	30	教科用図書選定審議会	16	8	50.0	
	31	介護保険審査会	30	15	50.0	
	32	都道府県固定資産評価審議会	9	4	44.4	
	33	感染症の診査に関する協議会	30	7	23.3	
	34	警察署協議会	207	90	43.5	
	35	土地収用事業認定審議会	5	2	40.0	
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37	都道府県国民保護協議会	50	6	12.0	
	38	地方独立行政法人評価委員会	6	3	50.0	
	39	市街地再開発審査会				
	40	都道府県職員委員会				
	41	自然再生協議会				
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	2	40.0	
	43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44	留置施設視察委員会	5	1	20.0	
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46	指定難病審査会	32	3	9.4	
	47	小児慢性特定疾病審査会	4	1	25.0	
	48	行政不服審査会	6	1	16.7	
	49	地域医療対策協議会	15	2	13.3	
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	23	11	47.8	
	51					
	52					
	53					
	54					
	55					
	合 計		844	307	36.4	
女性委員0の審議会数			1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	14	4	28.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
合 計		65	25	38.5	
女性委員0の委員会数		1			